

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部を改正する規則

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則（平成7年2月町田市規則第6号）  
の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(都市施設)</p> <p><u>第4条 条例第2条第3号の規則で定める都市施設は、別表第1の都市施設の欄に定める施設とする。</u></p> <p>(特定都市施設)</p> <p><u>第4条の2 略</u></p> <p>(整備基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1の1の部及び2の部に定める特定都市施設を改修する場合においては、遵守基準は、次に掲げる部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する居室（以下この条において「利用居室」という。）、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第2の10の項第3号、別表第4の5の項第3号、同表6の項第2号、同表7の項及び同表10の項第3号において同じ。）における車椅子を利用する者（以下「車椅子使用者」とい</p>	<p>(特定都市施設)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(整備基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1の1の部及び2の部に定める特定都市施設を改修する場合においては、遵守基準は、次に掲げる部分に限り適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等を利用する居室（以下この条において「利用居室」という。）、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第2の10の項第3号、別表第4の5の項第3号、同表6の項第2号、同表7の項及び同表10の項第3号において同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅</p>

う。)が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第4の11の項第1号イに掲げる基準に適合する場所(以下「車椅子使用者用部分」という。)との間の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。)を含む。)を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。)(以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 略

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる障がい者が円滑に利用することができる駐車区画(以下「障がい者用駐車区画」という。)から第1号に掲げる部分にある利用居室又は一般客室までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

4・5 略

子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。)(以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 略

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる障がい者が円滑に利用することができる駐車区画(以下「障がい者用駐車区画」という。)から第1号に掲げる部分にある利用居室又は一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

4・5 略

(特定都市施設の新設等の事前協議)

第9条 略

2 特定都市施設整備計画（変更）協議申請書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 別に定める町田市福祉のまちづくり総合推進条例特定都市施設整備項目表（以下「整備項目表」という。）のうち市長が必要と認めるもの

(2) 略

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、特定都市施設整備（変更）協議済証（第8号様式）により当該申請者に通知する。

4 第1項に規定する事前協議をした者は、当該事前協議に関する整備計画を廃止するときは、特定都市施設整備計画取下書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第10条 条例第34条の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 特定都市施設整備完了届出書（第10号様式）

(2) 整備項目表のうち市長が必要と認めるもの

（検査済証の交付）

第11条 条例第36条の検査済証は、特定都市施設整備検査済証（第11号様式）とする。

（勧告及び命令）

第12条 条例第37条第1項の規定による勧告は、勧告書（第12号様式又は第13号様式）により行うものとする。

(特定都市施設の新設等の事前協議)

第9条 略

2 特定都市施設整備計画（変更）協議申請書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例特定都市施設整備項目表（以下「整備項目表」という。）（第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）

(2) 略

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、特定都市施設整備（変更）協議済証（第16号様式）により当該申請者に通知する。

4 第1項に規定する事前協議をした者は、当該事前協議に関する整備計画を廃止するときは、特定都市施設整備計画取下書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第10条 条例第34条の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 特定都市施設整備完了届出書（第18号様式）

(2) 整備項目表（第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）

（検査済証の交付）

第11条 条例第36条の検査済証は、特定都市施設整備検査済証（第19号様式）とする。

（勧告及び命令）

第12条 条例第37条第1項の規定による勧告は、勧告書（第20号様式又は第21号様式）により行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による命令は、命令書（第14号様式）により行うものとする。

（適合状況の報告）

第15条 条例第40条の報告は、特定都市施設適合状況報告書（第15号様式又は第16号様式）により行わなければならない。

2 特定都市施設適合状況報告書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

（1）整備項目表のうち市長が必要と認めるもの

（2）略

別表第1（第4条、第4条の2関係）

略

別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>（1）次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>

2 条例第37条第2項の規定による命令は、命令書（第22号様式）により行うものとする。

（適合状況の報告）

第15条 条例第40条の報告は、特定都市施設適合状況報告書（第23号様式又は第24号様式）により行わなければならない。

2 特定都市施設適合状況報告書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

（1）整備項目表（第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）

（2）略

別表第1（第4条関係）

略

別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>（1）次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p>

	<p>イ 建築物又はその敷地に<u>8の項第3号ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下この号及び19の項において同じ。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合 当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p>	<p>イ 建築物又はその敷地に<u>8の項第2号ア</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下この号及び19の項において同じ。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合 当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p>
略	略	略
8 便所	<p>（1）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>（ア）直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不</p>	<p>（1）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>

特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 前号に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。

(2) 前号の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとすること。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。

- (ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。
  - (イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。
  - (ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
  - (エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
  - (オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
  - (カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。
  - (キ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。
- イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応汚物流し等をいう。以下同じ。）を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
- エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる

場所を設ける場合を除く。)。

(3) 第1号の規定により同号に規定する便所を設ける階  
(以下この号において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(ア(ア)及びイ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)からエまでに掲げる場合は、この限りでない。

ア 便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける第1号に規定する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超え、4万m<sup>2</sup>以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万m<sup>2</sup>を超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するも

のとする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の第1号に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合

(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それに定める場合

a 男子用の第1号に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それに定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の第1号に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それに定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000m<sup>2</sup>未満の便所設置階を有す

る建築物に、床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>未満の階の床面積の合計に 1, 000 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）（1, 000 m<sup>2</sup>未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける第 1 号に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定により床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数をえた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の第 1 号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

（ア）腰掛便器が適切に配置されていること。

（イ）便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。

(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。

(4) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける同号に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(以下「オストメイト対応汚物流し等」という。)を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(5) 前3号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける同号に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(6) 第2号から前号までに定めるもののほか、第1号の規定により設ける同号に規定する便所のうち1以上

	<p><u>(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上) には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならぬ（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</u></p> <p><u>(7) 第 2 号から前号までに定めるもののほか、第 1 号の規定により設ける同号に規定する便所のうち 1 以上</u>  <u>(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上) は、次に掲げる構造としなければならない。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(8) 第 2 号から前号までに定めるもののほか、第 1 号の規定により設ける同号に規定する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</u></p>		<p><u>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げる構造とすること。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</u></p>
略	略	略	略
11 観覧席 又は客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。  (1) <u>車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてア (ア)</u>	11 観覧席 又は客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。  (1) <u>車椅子使用者のための観覧席又は客席としてのスペース (以下「車椅子使用者のためのスペース」という。)</u>

から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から（エ）までに掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。

ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。

(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2

(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合 当該座席の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) 1 席当たり、間口 90 cm 以上、奥行き 140 cm 以上（水平部分）とすること。

(イ) 床は平らとすること。

(ウ) 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。

(エ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所

を出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に全席数の 50 分の 1（1 席未満の端数は、切上げとする。）以上設けること。

(2) 車椅子使用者のためのスペースは、1 席当たり、間

	<p><u>は、観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。</u></p> <p>(3) 略 (4) 略</p>	<p><u>口 90 cm 以上、奥行き 140 cm 以上（水平部分）</u> <u>とすること。</u></p> <p>(3) 車椅子使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、勾配が 12 分の 1 以下の傾斜路を設けること。 (4) 略 (5) 略</p>
略	略	略
13 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数）に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。ただし、障がい者が当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合</p>	<p>13 駐車場</p> <p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上の、障がい者用駐車区画を設ければならない。</p>

イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。

(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この（イ）において同じ。）及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上であること。

（2）～（4）略

略

略

（2）～（4）略

略

略

別表第3 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（都市施設）（第5条  
関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等、<u>8の項第3号ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 略</p>
略	略
8 便所	<p>(1) <u>多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</u></p> <p>（ア）<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</u></p> <p>（イ）<u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さ</u></p>

別表第3 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（都市施設）（第5条  
関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等、<u>8の項第2号ア</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 略</p>
略	略
8 便所	<p>(1) <u>多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p>

い階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。

(2) 前号の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとすること。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。

(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。

(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(カ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。

(3) 第1号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この号において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ（ア）から（エ）までに掲げる場合は、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

（ア）便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超え、4万m<sup>2</sup>以下の場合 2

（イ）便所設置階の床面積が4万m<sup>2</sup>を超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得

と。

イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それに定める場合

a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便

所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 1 万 m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

(エ) 床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>未満の階の床面積の合計に 1, 000 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）（1, 000 m<sup>2</sup>未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定により床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用

便房) を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。

(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。

(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(5) 前3号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造としなければならない。

ア～ウ 略

(6) 第2号から前号までに定めるもののほか、第1号の

(3) 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。

ア～ウ 略

(4) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設け

	<p><u>規定により設ける多数の者が利用する便所であって、</u>  <u>男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置式</u>  <u>の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm</u>  <u>以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を</u>  <u>1 以上設け、当該小便器に手すりを設けなければなら</u>  <u>ない。</u></p>		<p><u>る場合には、そのうち 1 以上に、床置式の小便器、壁</u>  <u>掛け式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに</u>  <u>限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設け、</u>  <u>当該小便器に手すりを設けなければならない。</u></p>
略	略	略	略
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならぬ。</u></p> <p>ア <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>イ <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数</u></p> <p>(2) 前号の規定は、障がい者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>ア <u>多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多機能機械式駐車場」という。）であり、かつ、</u></p>	11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>そのうち 1 以上に障がい者用駐車区画を 1 以上設けなければならない。</u></p>

その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合

イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。

(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数（当該多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が前号ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数

a 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利

	<p><u>用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。bにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p><u>b 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u></p> <p><u>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</u></p> <p><u>(3) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該障がい者用駐車区画から<u>多数の者が利用する居室等（以下この項において「利用居室等」という。）</u>（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p><u>(4) 略</u></p>	
略	略	

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を移動等円滑化経路等にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に<u>8の項第3号ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（<u>車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。</u>以下この号、6の項、10の項及び19の項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子</p>

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を移動等円滑化経路等にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に<u>8の項第2号ア</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（以下この号、6の項、10の項及び19の項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p>

	<p>子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合 当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p>	<p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合 当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p>
略	略	略

8 便所 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。

ア 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。ただし、別表第1の1の部の4の項特定都市施設の欄第2号に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 未満の施設並びに同部8の項都市施設の欄第2号並びに16の項、21の項及び22の項都市施設の欄に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積が $2,000\text{m}^2$ 未満の施設における不特定多数利用便所の数については、この限りでない。

8 便所 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

(イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等(別表第 1 の 1 の部及び 2 の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 19 号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 号に規定する公立小学校等を除く。)その他これらに類する施設でない施設にあっては、多数の者)(以下この項において「不特定多数の者等」という。)が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

イ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 不特定多数利用便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上)設けなければな

(2) 前号の便所のうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に掲げるものとすること。

らない。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。

(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。

(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。

(キ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。

イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ

交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、  
その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる  
場所を設ける場合を除く。）。

(3) 第1号の規定により不特定多数利用便所を設ける階  
(以下この号において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(ア(ア)及びイ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上に、ウに規定する構造の車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)からエ)までに掲げる場合は、この限りでない。

ア 便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超え、4万m<sup>2</sup>以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万m<sup>2</sup>を超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便所を利用する上  
で支障がないものは、次のいずれかに該当するも  
のとする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階  
であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当  
該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区  
別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設  
ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する  
位置にある場合

(イ) 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき  
車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所  
設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所  
に設ける場合

(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞ  
れに定める場合

a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける  
便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち  
1以上(当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超  
える場合にあっては、ア(ア)及びイに掲  
げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以  
上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上  
設ける場合

b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける  
便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち  
1以上(当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超  
える場合にあっては、ア(ア)及びイに掲

げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上) に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

(エ) 床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>未満の階の床面積の合計に 1, 000 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）（1, 000 m<sup>2</sup>未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定により床面積が 1, 000 m<sup>2</sup>以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものと

する。

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。

(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。

(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。

(4) 前2号に定めるものほか、第1号の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(5) 前3号に定めるものほか、第1号の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(6) 第2号から前号までに定めるもののほか、第1号の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならぬ(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)。

(7) 第2号から前号までに定めるもののほか、第1号の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すりを備えた床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下の中のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

略

11 観覧席  
又は客席

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

(1) ア(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ(ア)から(ウ)までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設ければならない。

ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。

(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設ければならない。

略

11 観覧席  
又は客席

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

(1) 車椅子使用者のためのスペースを出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に全席数の50分の1(1席未満の端数は、切上げとする。)以上設けること。

以下の場合 2

(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合 当該座席の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数

イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) 1 席当たり、間口 90 cm 以上、奥行き 140 cm 以上（水平部分）とすること。

(イ) 床は平らとすること。

(ウ) 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。

(2) 略

(3) 略

略

略

(2) 車椅子使用者のためのスペースは、1 席当たり、間口 90 cm 以上、奥行き 140 cm 以上（水平部分）とすること。

(3) 車椅子使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、勾配が 1/2 分の 1 以下の傾斜路を設けること。

(4) 略

(5) 略

略

略

<p>13 駐車場</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）を設ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。</p> <p>ア 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p> <p>(2) 前号の規定は、障がい者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この号において「不特定多数利用機械式駐車場」とい</p>	<p>13 駐車場</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の、障がい者用駐車区画を設けなければならない。</p>
---	--

う。) であり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合

イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。

(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数 (当該不特定多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数) 及び当該不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数 (当該不特定多数利用駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数) の合計数が、前号ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数

	<p>a 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下bにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>b 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	
略	略	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

別表第5 建築物（共同住宅等）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 特定経路等	<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、<u>8の項第3号ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（6の項に</p>

別表第5 建築物（共同住宅等）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 特定経路等	<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、<u>8の項第2号ア</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（6の項に</p>

	<p>おいて同じ。) 又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表第4のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 略</p>		<p>おいて同じ。) 又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表第4のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 略</p>
略	略	略	略
8 便所	<p>(1) <u>多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。ただし、用途に供する部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満の共同住宅等に設ける便所の数については、この限りではない。</u></p> <p>(ア) <u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</u></p> <p>(イ) <u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u></p> <p>イ <u>多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階</u></p>	8 便所	<p>(1) <u>多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p>

に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。

(3) 第 1 号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この号において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち 1 以上（ア（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ（ア）から（エ）までに掲げる場合は、この限りでない。

ア 当該階の床面積が 1 万 m<sup>2</sup> を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

（2）前号の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとすること。

(ア) 便所設置階の床面積が 1 万 m<sup>2</sup> を超え 4 万 m<sup>2</sup> 以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が 4 万 m<sup>2</sup> を超える場合 当該床面積に相当する数に 2 万分の 1 を乗じて得た数 (1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上) 設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれに定める場合

a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上 (当該便所設置階の床面積が 1 万 m<sup>2</sup> を超える場合にあっては、ア (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める

数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が1万m<sup>2</sup>を超える場合にあっては、ア(ア)及びイ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000m<sup>2</sup>未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m<sup>2</sup>未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000m<sup>2</sup>未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にこの号本文の規定により床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用

便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア)～(オ) 略

(4) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(5) 前3号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すりを備えた床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下の中のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア)～(オ) 略

(カ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。

イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

略	略		
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならぬ。</u>ただし、用途に供する部分の床面積の合計が<math>1,000\text{m}^2</math>以上<math>2,000\text{m}^2</math>未満の共同住宅等に一の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、当該駐車場の駐車施設の数が1である場合においては、この限りでない。</p> <p>ア <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>イ <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u></p> <p>(2) 前号の規定は、障がい者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>ア <u>多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u></p> <p>イ <u>多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける</u></p>	略	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、<u>そのうち1以上に障がい者用駐車区画を1以上設けなければならない。</u>ただし、用途に供する部分の床面積の合計が<math>1,000\text{m}^2</math>以上<math>2,000\text{m}^2</math>未満の共同住宅等に一の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、当該駐車場の<u>全駐車台数</u>が1である場合においては、この限りでない。</p>

場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

- (ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。
- (イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数（当該多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が前号ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

- (ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数
- a 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。bにおいて同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施

	<p><u>設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>b 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該障がい者用駐車区画から<u>多数の者が利用する居室</u>（以下この項において「利用居室」という。）（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 略</p>		
略	略	(2) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。	
		<p>ア 略</p> <p>イ 当該障がい者用駐車区画から<u>利用居室</u>（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 略</p>	
略		略	

別表第6 小規模建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略

別表第6 小規模建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略

9 標識・案内設備等	<p>移動等円滑化の措置がとられた便所その他の施設の付近には、必要に応じて次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。ただし、当該便所その他必要な場所を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>別表第4（建築物の遵守基準）15の項第2号の規定による設備又は第3号の規定による案内所が設けられている場合は、道等からその設備又は案内所まで、それ以外の場合は道等から直接地上へ通ずる出入口までを、視覚障がい者の誘導を行うための線状ブロック等又は点状ブロック等を適切に組合せて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。</u>ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、<u>道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである</u>場合</p> <p>イ 略</p>
略	略

第6号様式中「特定施設」を「特定都市施設」に、「特定都市施設整備項目表（第8号様式から第11号様式までのうち該当するもの）」を「整備項目表のうち該当するもの」に改める。

第7号様式中「特定都市施設整備項目表（第12号様式から第15号様式までのうち該当するもの）」を「整備項目表のうち該当するもの」に改める。

第8号様式から第15号様式までを削る。

「

## 9 町田市福祉のまちづくり総合推進条例

第16号様式中「9 備 考」を

10 備 考

施行規則第5条第5項の該当 有 無

に改め、同様式を第8号様式とする。

」

第17号様式中「特定施設」を「特定都市施設」に改め、同様式を第9号様式とする。

第18号様式を第10号様式とする。

「

10 町田市福祉のまちづくり総合推進

第19号様式中「10 備 考」を

11 備 考

条例施行規則第5条第5項の該当 有 無

に改め、同様式を第11号様式とす

」

る。

第20号様式を第12号様式とし、第21号様式を第13号様式とし、第22号様式を第14号様式とする。

第23号様式中「特定都市施設整備項目表（第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）」を「整備項目表のうち該当するもの」に改め、同様式を第15号様式とする。

第24号様式中「特定都市施設整備項目表（第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）」を「整備項目表のうち該当するもの」に改め、同様式を第16号様式とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以前に新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。）の工事に着手した、町田市福祉のまちづくり総合推進条例（平成5年12月町田市条例第42号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第29条第1項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただ

し、同規則の規定による適合証の交付を妨げない。

- 3 この規則による改正後の第5条第3項、別表第4及び別表第5の規定は、施行日以後に条例第32条第1項又は第2項の規定による協議の申請をする特定都市施設について適用し、施行日前にこれらの規定による協議の申請をした特定都市施設については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式、第7号様式、第16号様式から第24号様式までの様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。